

平成29年度
国の施策・制度に関する提案・要望書



相模原市政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解、御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

本市は、平成22年4月に政令指定都市に移行し、より主体的で自立的な行財政運営に取り組んでおり、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、防災・減災対策をはじめ、環境保全、産業集積や雇用創出など、幅広い分野において先進的な事業を進め、「人や企業に選ばれる都市づくり」を推進しています。

現在、わが国の経済情勢は、依然として先行きが不透明な状況が続いており、経済の再生や財政の健全化など、多くの困難な課題に直面しております。また、急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来が見込まれており、年金、医療、介護をはじめとする社会保障制度の確立や、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生は、喫緊の課題となっております。

このような状況を受け、様々な影響や不安が市民生活に広がっていると同時に、本市においても、医療費や生活保護費をはじめとする扶助費などの義務的経費が増加を続けており、今後においても厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。

本提案・要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、国において制度及び予算などについて、御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、国においても多くの政策課題を抱え、財政も厳しい状況にあることは承知しておりますが、本市の提案・要望につきまして特段の御配慮をお願いいたします。

平成28年6月

相模原市長 加山俊夫

首都圏南西部における広域交流拠点都市の形成に関する重点要望

本市では、国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線神奈川県駅の設置、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通などの広域交通ポテンシャルを生かし、首都圏南西部の広域交流拠点都市としてのまちづくりに取り組んでおります。

この広域交流拠点都市の形成を首都圏南西部全体の持続的な成長の源泉としていくため、周辺圏域との広域交通ネットワークの強化や米軍基地返還財産の処分条件等の見直し、産業基盤の整備に関する規制緩和等に関し、以下の項目を重点的に要望いたします。

- 2 首都圏の防災対策の強化等【内閣府、国土交通省】 2
 - 首都機能のバックアップの在り方、体制整備
 - 立地等を考慮した複数の基幹的広域防災拠点の整備
 - 首都機能バックアップの在り方検討における本市への行政機能の配置検討

- 4 地方分権改革の推進【内閣府、総務省、国土交通省】 5
 - 国直轄事業負担金の制度見直し

- 5 米軍基地の早期返還等【防衛省、外務省、総務省、財務省】 7
 - 本市所在の米軍基地の早期返還の促進
 - (1) 相模総合補給廠の一部返還
 - 返還財産の処分条件等の見直し
 - 基地交付金等の拡充
 - 基地の環境・安全対策

- 1 5 リニア中央新幹線の早期建設・回送線を利用した営業路線化【国土交通省】 ... 2 2
 - リニア中央新幹線の早期建設
 - 回送線を利用した営業路線化及び駅設置に向けた取組の推進

- 1 6 小田急多摩線延伸事業の促進【国土交通省】 2 4
 - まちづくりの拠点としての駅整備に対する必要な支援
 - 都市鉄道等利便増進法に基づく補助制度の拡充

- 1 7 J R 横浜線連続立体交差事業の推進【国土交通省】 2 6
 - J R 横浜線連続立体交差事業を推進するための事業調査に必要な財源の確保

- 1 8 首都圏三環状道路などの主要道路の整備【国土交通省】 2 7
 - 首都圏三環状道路の早期整備及び渋滞緩和対策の推進
 - 広域道路ネットワークの構築に向けた主要道路の早期整備
 - 国道 1 6 号の渋滞解消に向けた連続立体化等機能強化の推進

提案・要望事項 目次

【内閣府、消費者庁】

- 1 (独)国民生活センター相模原事務所の地方移転の見直し【新規】 1

【内閣府、国土交通省】

- 2 首都圏の防災対策の強化等【継続】 2
- 3 災害等における踏切の長時間遮断対策【継続】 4

【内閣府、総務省、国土交通省】

- 4 地方分権改革の推進【継続】 5

【防衛省、外務省、総務省、財務省】

- 5 米軍基地の早期返還等【一部新規】 7

【総務省】

- 6 地方交付税制度の見直し【継続】 13

【文部科学省】

- 7 教職員定数の改善等【継続】 14
- 8 外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政措置【継続】
..... 15

【厚生労働省】

- 9 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保【一部新規】
..... 1 6
- 1 0 難病法に基づく特定医療費支給事務等の円滑な権限移譲【新規】
..... 1 7
- 1 1 妊婦健康診査公費負担制度の見直し【継続】 1 8
- 1 2 保育所の待機児童解消に向けた財政措置【一部新規】 1 9
- 1 3 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の拡充【新規】 2 0
- 1 4 公契約法の制定【継続】 2 1

【国土交通省】

- 1 5 リニア中央新幹線の早期建設・回送線を利用した
営業路線化【継続】 ... 2 2
- 1 6 小田急多摩線延伸事業の促進【一部新規】 2 4
- 1 7 J R 横浜線連続立体交差事業の推進【継続】 2 6
- 1 8 首都圏三環状道路などの主要道路の整備【継続】 2 7
- 1 9 社会資本の整備・維持のための財源確保【一部新規】 2 9

【警察庁】

- 2 0 警察の体制強化・警察法の改正【継続】 3 0

【最高裁判所、横浜地方裁判所】

- 2 1 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施【継続】
..... 3 1

1 (独)国民生活センター相模原事務所の地方移転の見直し

内閣府、消費者庁

【提案・要望事項】

- 1 地方創生に係る政府関係機関の地方移転対象から、(独)国民生活センター相模原事務所を除外すること。
- 2 相模原事務所の移転に関する検討状況の情報開示をすること。

【提案・要望の説明】

1 地方移転対象からの除外

地方創生に係る政府関係機関の地方移転に関し、独立行政法人国民生活センター相模原事務所については、3月に国の「まち・ひと・しごと創生本部」が示した政府機関移転基本方針において、消費者庁の地方移転に関するメリット・デメリット等の検証と並行して検証を行い、移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す旨の方向性が示されました。

当該施設は、旧米陸軍キャンプ淵野辺返還跡地に立地し、長年にわたり基地負担を強いられてきた本市として地元利用を求めていた中、前身組織である特殊法人国民生活センターからの立地要請に対して、当時の国の緊急課題であった消費者問題の重要性等を考慮し、市議会並びに相模原市・市議会・自治会連合会等で構成する相模原市米軍基地返還促進市民協議会における議論を経て、市民の施設利用などの条件を付して受け入れることとし、昭和55年の開設に至っています。

一方、商品テストを通じた生活用品の安全確保等は、当該施設の役割として極めて重要であります。商品テストを行う上でも、大消費地である首都圏に立地することは、様々な製品に関する消費者の声や専門家の意見などを収集しやすく、当該施設への製品の持ち込みも容易であることから、本市に所在することはメリットが大きいと考えます。

さらに、現代の消費生活行政は、複雑化・多様化する消費者からの相談に的確に対応するための相談員の能力向上や体制整備のほか、消費者教育の充実が大きなテーマとなっており、各ライフステージでの体系的な消費者教育の実施において、学校における推進が重要な項目とされています。当該施設は、市立小・中学校及び県立高等学校に隣接し、これら教育機関と連携した児童・生徒への事業展開を行う上で最適な環境にあります。このように、現在の立地場所は様々な優れた条件を有しています。

つきましては、これら立地に係る経緯や現在の環境などに鑑み、当該施設を移転対象から除外されるよう、強く要望します。

2 移転に関する検討状況の情報開示

独立行政法人国民生活センター相模原事務所の移転検討に係る一連の手続きについては、移転対象決定の経過について一定の説明はあったものの、現在の検証状況などについて地元自治体である本市に対し十分な説明が行われているとは認めがたい状況で、本市に説明がなされないまま重要な決定が行われかねないと懸念します。

このため、当該施設の移転に関し、検証作業の状況、その推移や評価、更に移転の可否を決定する基準の詳細についても情報開示を求めます。

【提案・要望の担当】

市民局消費生活総合センター所長 萩原 康秋

042-776-2598

2 首都圏の防災対策の強化等

内閣府、国土交通省

【提案・要望事項】

- 1 首都中枢機能の維持のため、防災機能を含めた首都機能のバックアップの在り方やバックアップに向けた具体的な整備と体制の強化について、国として早急に考え方をまとめること。
- 2 首都圏の防災対策の強化の一つとして、国と地方の関係機関が連携し、被災地の支援が迅速に実施できるよう、立地等を考慮した複数の基幹的防災拠点を整備すること。
発生場所の特定困難な首都直下地震を想定した場合、防災拠点の分散配置は重要であり、自衛隊、消防、警察等の応援部隊や救援物資の集積、分配等を行う広域的な応援受援等の拠点機能として、とりわけ関西圏・中部圏との結節点周辺である本市の相模総合補給廠の一部(返還地及び共同使用区域)を候補地として検討し、設置に向けた取組を進めること。
- 3 首都中枢機能のバックアップの検討の際には、道州制や大都市制度の創設を見据えた中で、圏域での中枢機能を担い、先駆的・先導的な役割を果たすことを目指している本市の地域資源・特性を生かした行政機能などのバックアップ機能の配置を検討すること。

【提案・要望の説明】

東日本大震災の教訓(行政機能の停止等)を踏まえ、今後、想定される首都直下地震などに対し、首都圏の防災対策の強化の一環として、国の基幹的広域防災拠点を含む広域防災施設の在り方や、行政・産業を含むあらゆる首都機能の維持に必要なバックアップの概念や方法などについて、国としての考え方の整理が急がれています。

九都県市首脳会議においても、立地等を考慮した複数の基幹的防災拠点を整備するよう提案するとともに、首都中枢機能のバックアップ機能についても、災害時に迅速かつ機動的な対応ができるよう、首都圏外の遠隔地ではなく首都圏内への整備について提案しております。

基幹的防災拠点やバックアップ機能の立地選定において、最も重要な事項の一つである市域が平坦で安定した強い地盤という特性を本市は兼ね備えているほか、リニア中央新幹線駅の設置、首都圏中央連絡自動車道の開通、小田急多摩線の延伸など、首都圏南西部の広域交流拠点都市としての新たなまちづくりの可能性が広がっていることから、首都圏の防災対策の強化等について、上記の3つの事項を要望します。

相模原市位置図



相模総合補給廠の一部（返還地及び共同使用区域）の整備



【提案・要望の担当】

危機管理局危機管理課長	石原 朗	042-769-8208
都市建設局広域交流拠点推進部相模原駅周辺まちづくり課長	片岡 聡一	042-707-7026

3 災害等における踏切の長時間遮断対策

内閣府、国土交通省

【提案・要望事項】

鉄道の運転見合わせ等により踏切が長時間遮断される状態が続く場合で、運行の復旧の見込みが立たない状態であることが明白な場合においては、鉄道事業者の臨機な判断において、十分な安全確認のもと、踏切を開通させるための措置を講ずることができるよう法令や統一的な基準化の整備などの改善を図ること。

【提案・要望の説明】

本市では、平成26年2月の記録的な大雪により、運転見合わせとなった列車が駅に留まったことから、至近の踏切の遮断状態が2日近く続き、その間、踏切を境に地域が分断され、市民生活や市の除雪作業に重大な支障が生じました。

首都直下地震など大規模災害時に同様の事象が発生することも想定され、被害の拡大や人命救助への支障にもつながりかねないことから、応急対応の円滑化、輸送路の確保のため、遮断踏切対策が急務であると考えます。

大規模災害に備えた踏切対策については、国においても「大規模地震に備えた踏切対策協議会」を設置して検討段階に入っていると承知していますが、早期にその協議会を通じて対策をまとめ、法令や統一的な基準化の整備など具体的な対応を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

危機管理局危機管理課長	石原 朗	042-769-8208
都市建設局まちづくり計画部交通政策課長	杉野 孝幸	042-769-8249

4 地方分権改革の推進

内閣府、総務省、国土交通省

【提案・要望事項】

- 1 指定都市が持つポテンシャルを十分発揮し、住民福祉の向上と地域経済の成長を図るため、「特別自治市」をはじめとした新たな大都市制度を早期に創設すること。
- 2 国・県から指定都市への大幅な権限移譲を進めるとともに、国による義務付け・枠付けを原則廃止すること。
- 3 地方が人口減少を克服し、自立した圏域として今後も存続できるよう、地方創生の取組にあわせて、地方分権型の道州制の導入など行政体制や組織の在り方の抜本的な改革についても検討を進めること。
- 4 国直轄事業負担金は、制度見直しの具体的な手順や工程を明らかにするとともに、国と地方の役割分担を明確にし、地方へは税財源と権限の移譲を行うこと。国直轄事業の実施等に当たっては、指定都市との協議の機会を設け、その意見を十分に取り入れること。

【提案・要望の説明】

地方分権改革は、地方分権改革推進委員会による累次の勧告において、住民に身近な行政に関する企画、決定、実施をできる限り地方自治体に委ねることを基本として、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組であるとされています。また、これまでの取組は義務付け・枠付けの一部の見直しや、事務権限の一部が移譲されたものの、まだ十分とは言えない状況です。

そこで、基礎自治体優先の原則を前提とした真の地方分権の実現に向け、地方制度の抜本的な見直し等の取組を発展・強化させるとともに、現行の取組についても迅速かつ着実な推進を要望します。

さらに、地方分権改革を進めるに当たっては、「国と地方の協議の場」、「地方分権改革有識者会議」等において、地方との協議を充実させるなど、地方意見の反映を要望します。

なお、個別の事項については、次のとおり要望します。

1 新たな大都市制度の早期創設

現在の指定都市制度は、事務権限の在り方、税財源の仕組みなどにおいて課題があり、人口減少・少子高齢化社会の進行や経済のグローバル化の進展などの社会経済の大きな変化を前に、持てる地域ポテンシャルを十分発揮し、自主的・自立的な都市経営を行い、住民福祉の向上と地域経済の発展を図っていく上で支障があります。

そこで、指定都市への事務・権限と税財源の移譲を進めるとともに、「特別自治市」をはじめとした新たな大都市制度の早期創設を要望します。なお、制度検討に当たっては、圏域内において大都市が果たす役割を踏まえ、地域の実情に応じた制度とすることを前提とするよう要望します。

2 権限移譲の推進及び義務付け・枠付けの見直し

住民に最も近い基礎自治体として、地域住民のニーズを踏まえ、自主的・自立的な行財政運営を行うことが可能となるよう、国・県から指定都市への包括的な権限移譲を進めることを要望します。

また、国による義務付け・枠付けを原則廃止し、基準が必要な場合は基礎自治体において条例により定める仕組みの推進を徹底するよう要望します。

3 道州制の導入など行政体制等の抜本的な改革

地方から新たな成長を目指すには、地方のことは地方で決める仕組みづくりが課題です。地方創生の取組においても、地方が人口減少を克服し、自立した圏域として今後も存続することを目指すことが、これまで以上に重要となっています。

このようなことから、地方分権型の道州制の導入など、行政体制や組織の在り方の抜本的な改革についても、併せて検討を進めるよう要望します。

4 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業負担金については、平成25年度までに現行の直轄事業負担金制度の在り方について結論を得るとされていましたが、議論が進展していない状況です。見直しの具体的な手順や工程を明らかにするとともに、国と地方の役割分担を明確にし、国が行うべき事業は国が全額費用負担し、地方が行うべき事業は確実な税財源と合わせた権限移譲を行うよう要望します。

また、国直轄事業の実施や変更にあたっては、指定都市との協議の機会を設けて、その意見を十分に取り入れるよう要望します。

【提案・要望の担当】

企画財政局企画部広域行政課長	内田 和也	042-769-8248
企画財政局財務部財務課長	高梨 邦彦	042-769-8216
都市建設局道路部道路計画課長	田野倉 伸一	042-769-8373

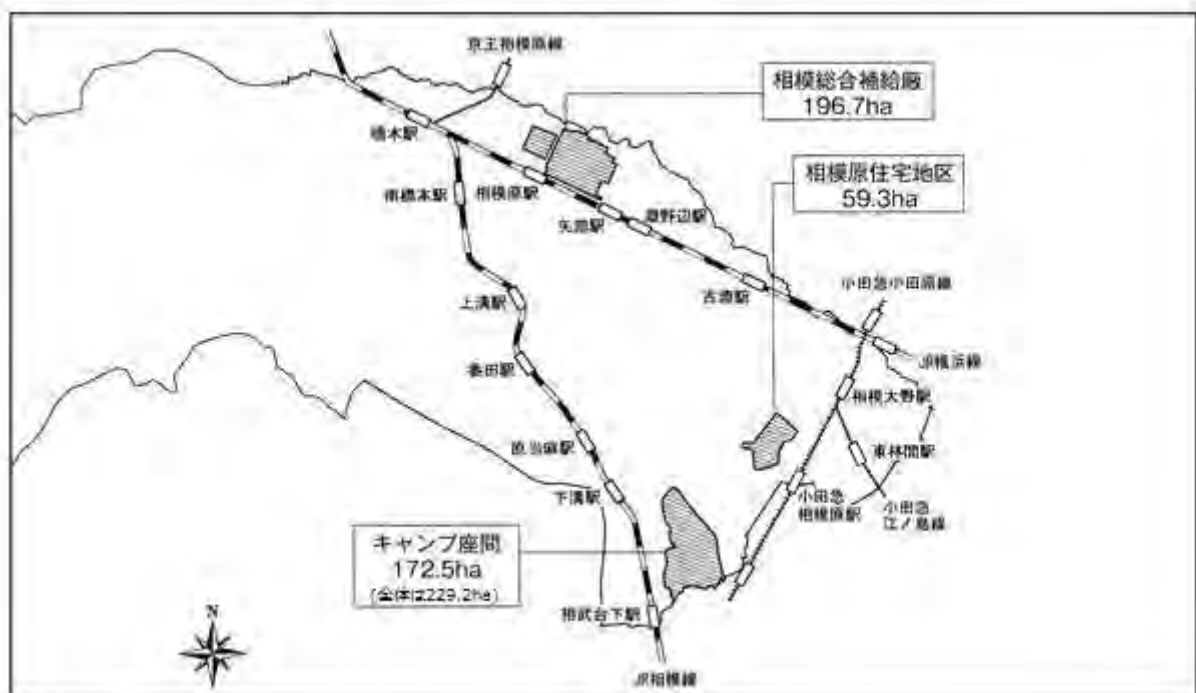
5 米軍基地の早期返還等

防衛省、外務省、総務省、財務省

【提案・要望事項】

- 1 本市に所在する米軍基地(相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区)について、早期に返還を実現すること。
- 2 返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずること。
- 3 基地交付金については、対象資産に応じた固定資産税相当額を交付すること。また、調整交付金については、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんすること。
- 4 基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査情報を迅速に公表すること。
- 5 厚木飛行場周辺における、米軍機による部品落下などの原因を早期に解明し公表するとともに、実効性ある対策を講じ、再発防止に努めること。
- 6 民生安定助成事業の補助対象を拡大すること。再編交付金終了に伴い、新たな財政的措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。また、本市を厚木飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定すること。
- 7 住宅防音工事の助成対象区域の拡大や、助成要件の緩和など、騒音や振動被害の対策を講ずること。

米軍基地位置図



【提案・要望の説明】

1 基地の早期返還の促進

本市に所在する米軍基地は市民生活やまちづくりにとって大きな障害となっていることから、早期の返還について要望します。特に平成18年4月に行われた市長と防衛庁長官との会談において、日米合同委員会の枠組みを活用して返還に向けた協議を進める旨を合意した「返還4事案」(相模総合補給廠のJR横浜線と並行した道路用地、相模原住宅地区のウォーターフィルタープラント(浄水場)区域、同地区東側外周部分道路用地、キャンプ座間のゴルフ場周辺外周道路)について、早急に返還が実現するよう要望します。

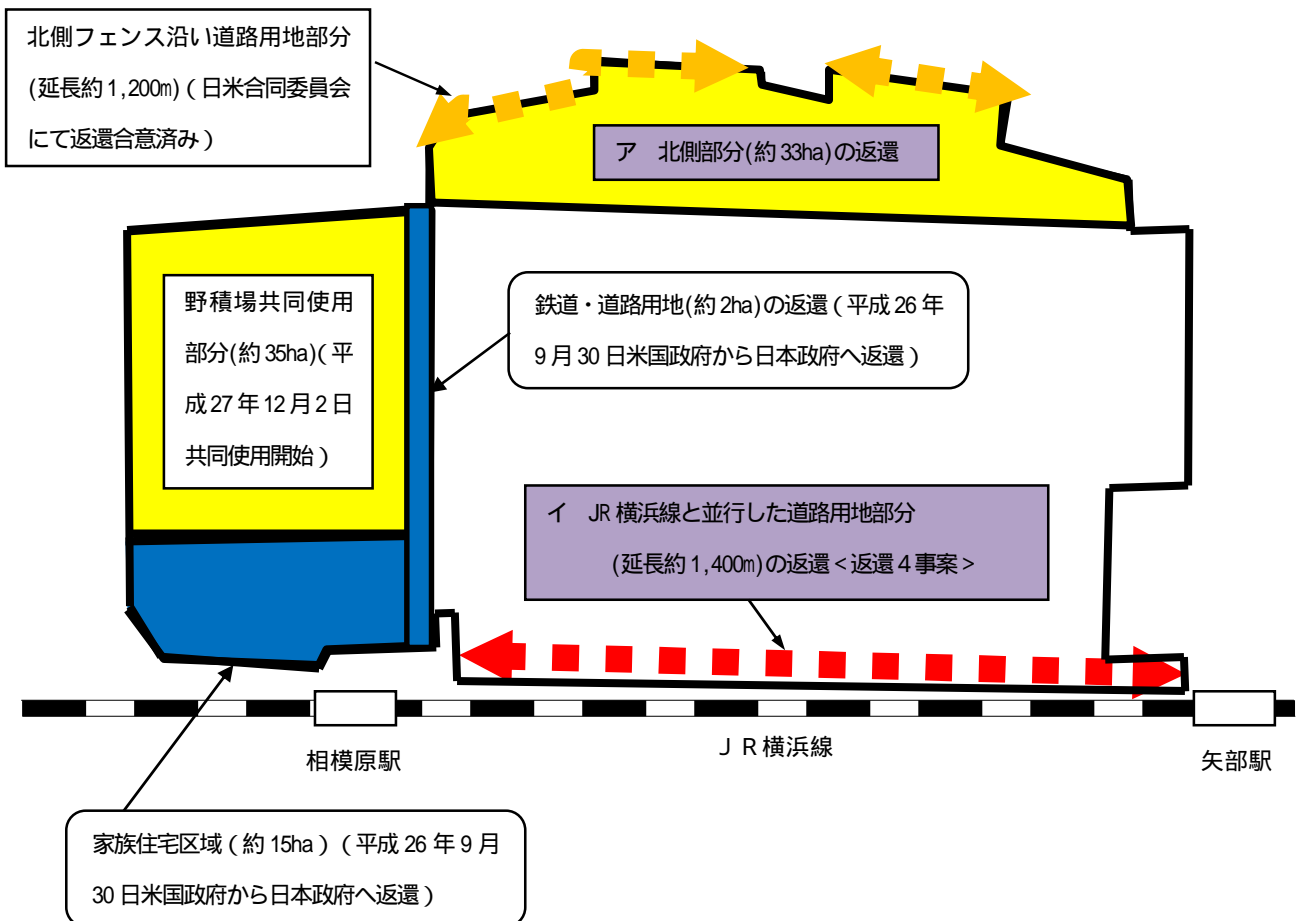
また、在日米軍再編によりキャンプ座間に米陸軍新司令部及び陸上自衛隊中央即応集団司令部が設置されるなど、基地機能が強化されていることから、より一層の負担軽減について併せて要望します。

(1) 相模総合補給廠の一部返還

ア 北側部分(約33ha)の返還。

イ 「返還4事案」のひとつである JR 横浜線と並行した道路用地部分(延長約1,400m)の返還。

相模総合補給廠 一部返還の要請箇所



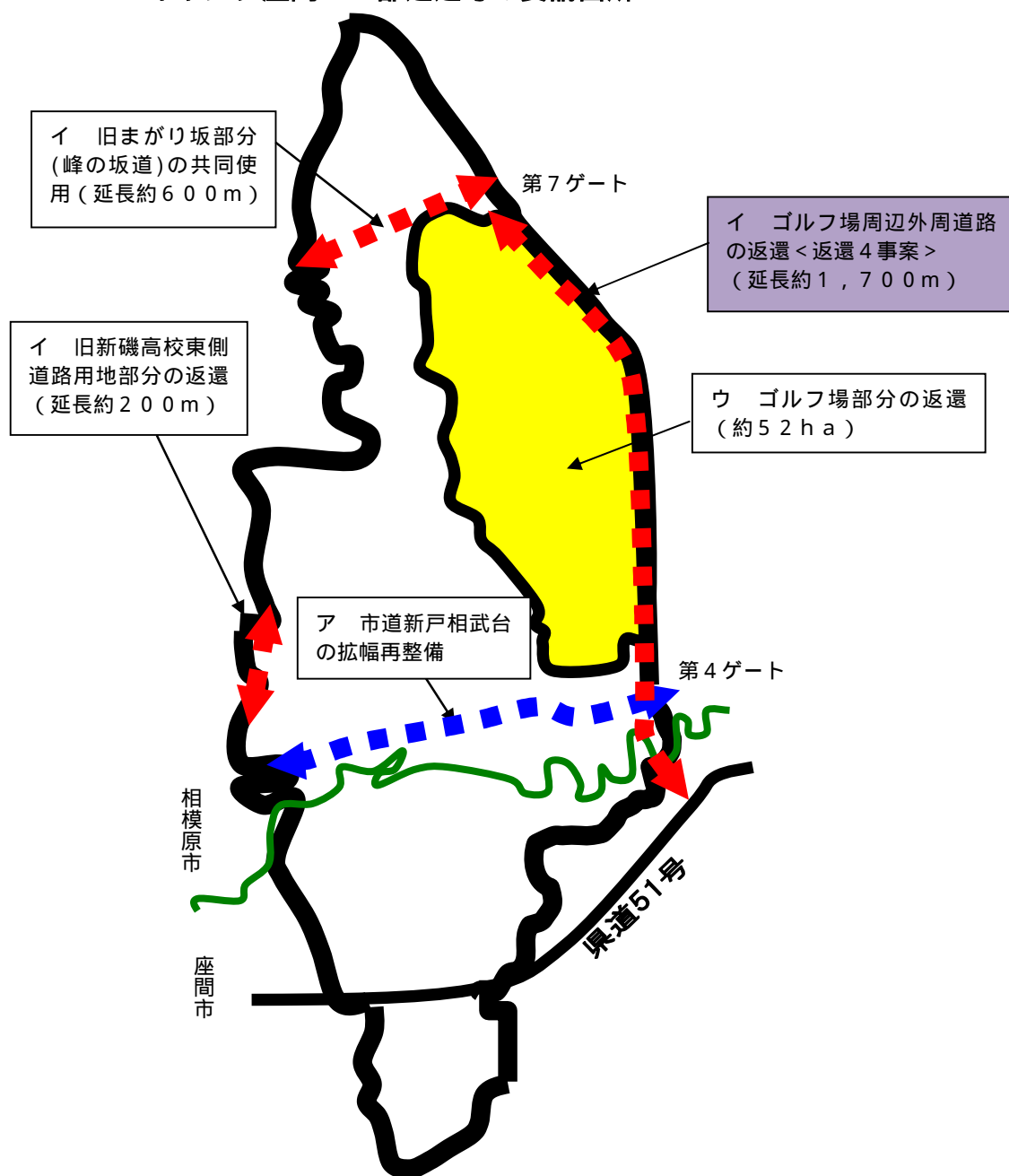
(2) キャンプ座間の一部返還等

ア 既に日米合同委員会において共同使用区域の拡大が合意されている、市道新戸相武台のトンネル拡幅再整備の円滑な進捗に必要な配慮。

イ 住民の利便性の向上を目的とした道路の整備のため、第7ゲートから県道51号へ通じる部分(ゴルフ場周辺外周道路部分、延長約1,700m:返還4事案)や旧まがり坂部分(延長約600m)、旧新磯高校東側道路用地部分(延長約200m)の返還等。

ウ 市民の憩いの場及び防災空間として活用するため、ゴルフ場部分(約52ha)の返還。

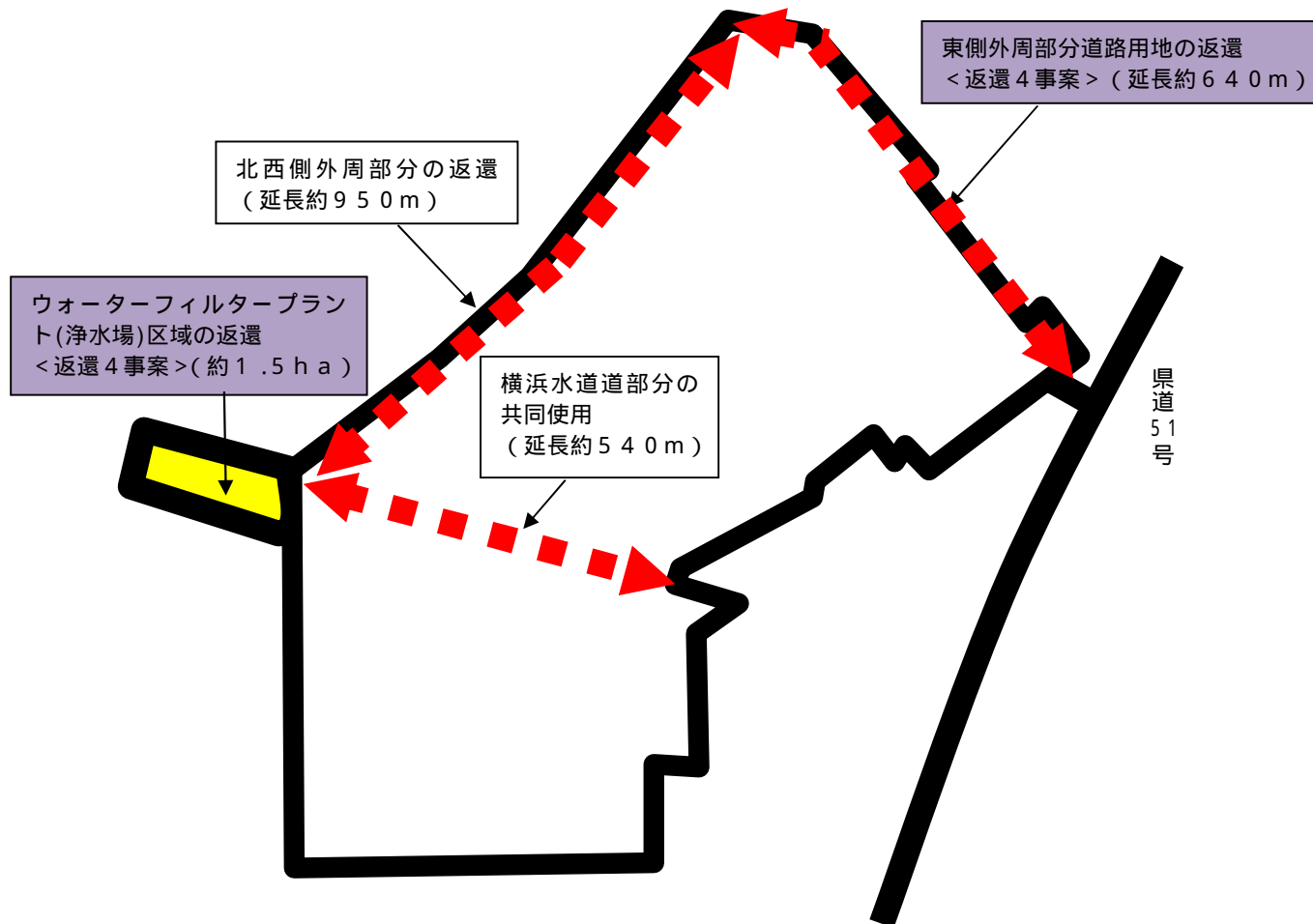
キャンプ座間 一部返還等の要請箇所



(3) 相模原住宅地区の一部返還等

地域住民の生活環境向上のため、ウォーターフィルタープラント(浄水場)区域(約1.5ha:返還4事案)、東側外周部分道路用地(延長約640m:返還4事案)及び北西側外周部分(延長約950m)の返還、横浜水道道部分(延長約540m)の共同使用。

相模原住宅地区 一部返還等の要請箇所



2 返還財産の処分条件等の見直し

返還財産については、原則として有償での処分となっております。しかしその一方で、旧軍港市におきましては、旧軍港市転換法により原則として無償とされており、同じ米軍基地を抱える自治体として明らかに不公平であります。

また、基地が所在することにより、本市は長い間様々な負担や影響を受けてきました。こうした中、平成26年9月、悲願でありました相模総合補給廠の家族住宅区域(約15ha)及び鉄道・道路用地(約2ha)が返還されました。基地返還跡地(留保地を含む。)は次代に引き継ぐ貴重な財産であり、市民本位で公共・公益的に利用されるべきものであると考えます。

こうしたことから、返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずるよう要望します。

3 基地交付金等の拡充

本市に所在する3か所の米軍基地は計画的なまちづくりに支障をきたすとともに、市財政に著しい影響を及ぼしています。基地交付金等が固定資産税の代替的な財政補給金として交付されている趣旨に鑑み、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるよう、また、調整交付金については、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんされるよう要望します。

4 基地の環境・安全対策

基地内及び基地周辺的生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても生活環境の保全に関する国内法令や条例を適用することや、基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明して調査情報を迅速に公表すること。また、自治体職員等による基地内への速やかな立入りを実現することを要望します。

また、基地の返還や共同使用に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば国の責任において環境浄化等の適切な措置を講じてから返還するよう要望します。

5 事件事故の防止策

米軍機による部品落下など事故が多発していることから、機体・機器類の整備点検等の確実な実施、整備・操縦に係る教育の徹底など万全の措置を講じること。また、万一事故等が発生した場合にはその原因を早期に解明し公表するとともに、安全対策が講じられるまでは事故機と同機種の飛行中止や、真に実効性ある対策を講じ、再発防止に努めるよう要望します。

6 防衛施設周辺整備対策

(1) 民生安定助成事業の補助対象の拡大

民生安定助成事業の補助対象施設について、時代の変化に対応した更なる対象施設の拡大が図られるよう要望します。

(2) 再編交付金終了に伴う地元負担の軽減

再編交付金について、平成28年度で交付が終了しますが、終了後も基地周辺住民にとって何ら負担は変わらないので、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図るよう要望します。

(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

本市は、厚木飛行場の空母艦載機により、多くの市民が耐え難い騒音被害に苦しめられ、事故発生の不安にもさいなまれており、厚木飛行場の特定防衛施設関係市町村となっている他市と同じ状況であることから、本市についても、同飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象とするよう要望します。

7 抜本的な騒音対策

(1) 多くの市民は、昼夜を問わず厚木基地の米軍機による騒音により、耐え難い苦痛を強いられていることから、こうした実情を改めて認識し、空母艦載機の厚木基地からの移駐を着実に完了させるとともに、移駐が実現するまでの間についても騒音軽減に向けた措置を講ずるよう要望します。

具体的には、国における騒音対策として住宅防音工事の助成対象区域を拡大するとともに、建築年次にかかわらず区域内の全ての住宅を助成対象とし、区域内は第 Ⅰ工法に一本化するなどの助成内容の充実を図ること。また、NHK 受信料補助制度の対象区域を本市域の住宅防音工事区域へも適用することを要望します。

(2) 市内所在のキャンプ座間や相模総合補給廠において、ヘリコプターによる訓練飛行が頻繁に行われ、周辺住民に騒音や振動被害が発生していることから、住宅密集地上空での訓練を禁止すること。特に、厚木基地や横田基地など他の基地に所属するヘリコプターの訓練飛行は自粛するとともに、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、米軍ヘリによる騒音問題等の抜本的解決を図るよう要望します。

【提案・要望の担当】

総務局渉外部渉外課長	小山 崇	042-769-8207
------------	------	--------------

6 地方交付税制度の見直し

総務省

【提案・要望事項】

- 1 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、必要額を確保すること。
また、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう、地方交付税額の予見可能性を確保すること。
- 2 臨時財政対策債制度を廃止するとともに、地方財源の不足については、地方交付税の法定率引上げによって対応し、交付税として直接交付すること。
- 3 県費負担教職員制度をはじめ、今後移譲される制度の財源についても必要額を確保するとともに、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう、具体的な算定方法、算定基準を早期に明示すること。

【提案・要望の説明】

1 交付税の必要額の確保

地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むとともに、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう具体的な算定方法や算定基準を明示し、地方公共団体における地方交付税額の予見可能性が確保されるよう要望します。

2 臨時財政対策債制度の明確な廃止

国の財源不足額を補てんするため、地方が発行する仕組みとなっている臨時財政対策債制度は、臨時と称しながら平成13年度に導入されて以降、期間の延長を続け、平成26年度地方財政計画において平成28年度まで延長されることになりました。

臨時財政対策債の発行可能額は、本来であれば交付税として交付されるべきものですが、臨時財政対策債は実態として赤字地方債であり、その元利償還金が翌年度以降の交付税で措置されずとも、地方債に依存した財政措置は負担の先送りであり、元利償還時の財政の硬直化を招くこととなります。

こうしたことから、地方財源の不足については、地方交付税の法定率引上げによって対応し、交付税として直接交付されるよう要望します。

3 今後移譲される県費負担教職員制度に係る交付税の取扱い

平成29年度から移譲される県費負担教職員制度については、現在県が提供している児童・生徒の教育環境・教育水準を維持するためにも、教職員給与はもとより移譲により生じる人事・給与事務やシステム関係経費など、事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に財源措置するよう要望します。

また、予算編成に支障が生じないよう財源措置の具体的な算定方法、算定基準を早期に明示していただくよう要望します。

【提案・要望の担当】

企画財政局財務部財務課長 高梨 邦彦 042-769-8216

7 教職員定数の改善等

文部科学省

【提案・要望事項】

- 1 法律の改正による35人以下学級を実現すること。また、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」を充実すること。
- 2 適応指導教室のための教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置すること。
- 3 スクールカウンセラー等の活用に対する財源を確保すること。

【提案・要望の説明】

1 一人ひとりの児童生徒に向き合うための教職員定数の改善

核家族化、情報化等の進展に伴い、児童生徒が抱える心の問題はますます複雑化・潜在化しています。一方、新学習指導要領の実施による授業時数の増加により、教員が一人ひとりの児童生徒の個別の問題と向き合う時間の確保が困難となっている現状があります。

このことから、法律の改正による35人以下学級の実現や、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の充実による教職員定数の改善により、教員が一人ひとりの児童生徒に向き合う環境の整備を図れるよう要望します。

2 適応指導教室のための教職員の加配定数措置

増加する不登校の児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、それぞれの在籍校と連携をとりつつ、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う適応指導教室の役割が重要であります。しかし、適応指導教室における教職員の配置については、現在、地方自治体が独自に措置している状況です。

このことから、適応指導教室に係る教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置するよう要望します。

3 スクールカウンセラー等の活用に対する財源の確保

児童生徒が抱える心の問題を解決するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が効果的であります。

このことから、スクールカウンセラー等の活用に対する国庫補助の安定的な確保を要望します。

【提案・要望の担当】

教育局学校教育部教職員課長	佐々木 隆	042-769-8279
教育局学校教育部青少年相談センター所長	沢辺 雅子	042-769-8285

8 外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置

文部科学省

【提案・要望事項】

外国語教育の充実を図るため、民間委託による外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置を講ずること。

【提案・要望の説明】

平成25年12月に国が発表した「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成32年度から、小学校3、4年生に対して「活動型」の英語教育を新たに開始することとされており、小学校5、6年生に対しても、現在行われている「活動型」の外国語教育を新たに「教科化」することが定められています。

また、この実施計画で示されているスケジュールでは、平成28年度に学習指導要領の改訂が予定されており、平成30年度からは改訂された学習指導要領を段階的に先行実施することで、平成32年度の全面実施への移行をスムーズに行えるよう求めています。

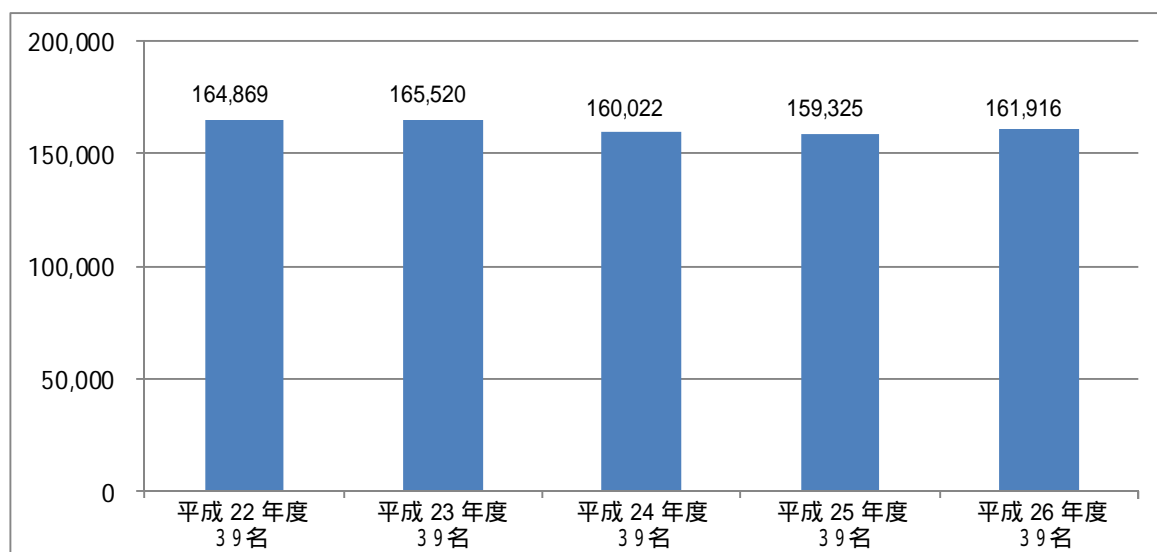
新たな学習指導要領に基づき、英語の授業時間数の増加や学習指導内容の高度化を図るためには、外国人英語指導助手(ALT)の計画的な配置が必要不可欠であることから、優秀で必要十分な人材の確保が求められるところです。

本市では、日本語の発話能力や教育的な指導力並びに事務負担等の観点からJETプログラムによる採用は行わず、民間委託にて外国人英語指導助手(ALT)を配置しています。

このことから、民間委託方式の採用により実効性のある学習指導が行えるよう、現在の外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る費用も含め、必要な財政措置を要望します。

外国人英語指導助手(ALT)に係る事業費の推移

(単位：千円)



【提案・要望の担当】

教育局学校教育課 学校教育課長

江戸谷 智章

042-704-8918

9 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保

【提案・要望事項】

厚生労働省

- 1 定期予防接種の対象とすることについて検討することとしている、おたふくかぜ、ロタウイルスの2ワクチンについて、疾病の発生・まん延防止の観点から、早期に定期接種化すること。
- 2 定期接種に係る財源については、国の責任において全額国庫負担とすること。
- 3 多種の混合ワクチンの開発などにより、複雑多様化している予防接種に係る子どもや保護者等への負担や、予防接種に要する市の財政負担の軽減を図ること。

【提案・要望の説明】

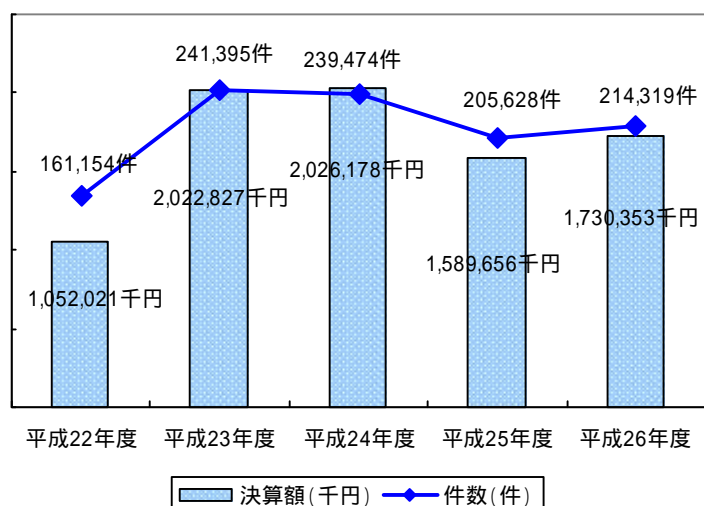
おたふくかぜ、ロタウイルスの2ワクチンについては、引き続き定期接種化の検討を行うこととされていますが、疾病の発生・まん延防止及び市民の健康保持のため、財源の確保、ワクチン供給体制の確立などの課題を解決し、早期の定期接種化を実現するよう要望します。

また、風疹、日本脳炎などのA類疾病の定期予防接種はほとんどの市町村において全額公費負担をしている状況であり、広く接種を促進していくことが望ましいとされたワクチンが、順次定期接種化されている中、自治体の財政負担は増加しています。

定期接種に係る財源については、地方交付税の拡充措置がなされたところですが、安定的な事業を実施し、必要とする人すべてが等しく接種できるよう、国の責任において財源を全額国庫負担とすることを要望します。

相模原市予防接種事業（決算額・接種件数）

さらに、定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数や接種間隔が複雑多様化し、予防接種を受ける子どもや保護者等の通院に係る負担が大きくなっているとともに、予防接種の増加により本市の財政負担が増加していることから、その負担軽減が図られるよう、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進等を要望します。



【提案・要望の担当】

健康福祉局保健所疾病対策課長 内田 宏 042-769-8346

10 難病法に基づく特定医療費支給事務等の円滑な権限移譲

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 大都市特例により新たに発生する事務の施行に当たり、指定都市と十分な協議を行った上で、具体的な事務内容、制度運営のための標準的な事務処理手順等を提示するとともに、県との間で円滑に事務移行が行われるよう、必要な支援を講じること。
- 2 特定医療費の支給に要する費用について、県から税財源を移譲するなど、国の責任において適切な財政措置を講じるとともに、人件費などの事務費も国庫負担に含めること。
- 3 人材養成やシステム整備等事務処理に要する経費など、施行準備のための一連の費用について、国が十分な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

平成30年度から移譲される指定難病の事務については、未だ具体的な事務内容やスケジュールなどが示されていないため、予算や人員体制等に係る準備ができない状況にあります。

そのため、国は、今後の具体的なスケジュールを速やかに提示し、指定都市と十分な協議を行った上で、具体的な事務内容や制度運営のための標準的な事務処理手順等を提示するよう要望します。

また、特定医療費の支給に要する費用を新たに負担することは、指定都市において著しく大きな財政負担となることから、県から税財源を移譲するなど国の責任において適切な財政措置を講じるとともに、特定医療費のみを国庫負担の対象とするのではなく、他の国庫負担と同様に人件費などの事務費についても対象となるよう国は十分な財源措置を行うよう要望します。

さらに、システム整備や人材養成などの施行準備のための一連の費用についても、国は十分な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健所疾病対策課長 内田 宏 042-769-8346

11 妊婦健康診査公費負担制度の見直し

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 全国どこでも安心して妊娠・出産できる体制を確保するため、国の責任において全国一律の恒久的な妊婦健康診査制度を確立すること。
- 2 妊婦健康診査の費用について、安定した公費負担制度の継続実施に必要な財源措置について、全額国庫負担とすること。

【提案・要望の説明】

子どもを生き育てることに喜びを感じられる社会を目指して、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進することは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題であります。

妊婦健康診査に係る国の財政措置については、平成9年度までは健診回数2回分の国庫補助がありましたが、平成10年度から廃止され地方交付税措置となりました。その後、平成21年度から健診回数9回分について、都道府県の基金を経由し地方自治体に補助(補助率1/2)される措置がされたものの、平成25年度からは再び地方交付税措置となりました。

本市においては、本年1月から妊娠初期からの定期的な受診を促し妊婦と胎児の健康管理をより一層図るため、助成額と共に健診助成回数も16回に拡充しましたが、妊婦健康診査に係る助成事業は地方自治体によって助成回数や助成金額にばらつきがあり、市民が安心して妊娠、出産できる制度であるとは言い難い状況です。

このため、地域によって格差が生じることのない、全国どこでも安心して妊娠・出産できる体制を確保し、平等に社会保障を享受できるよう、国の責任において全国一律の恒久的な妊婦健康診査制度を確立するよう要望します。

また、妊婦健康診査の費用については、安定した公費負担制度の継続実施のため、全国的な公費負担額の統一化を図るとともに、財源については全額国庫負担とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健所健康企画課長 仙波 康司 042-769-8345

12 保育所の待機児童解消に向けた財政措置

厚生労働省

【提案・要望事項】

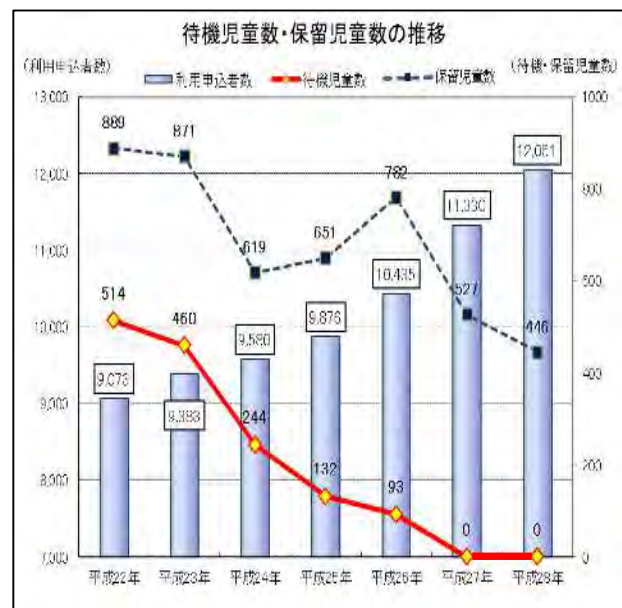
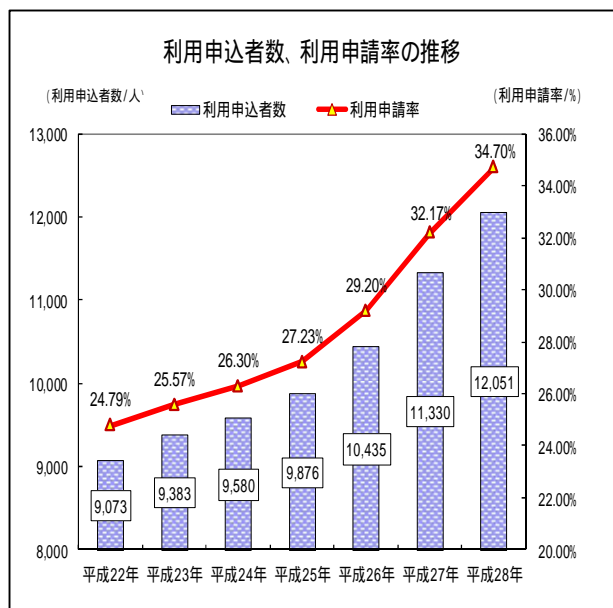
- 1 地域の実情に応じた施策を展開できるよう、地方独自の保育施策に柔軟に対応し、より活用しやすい財政措置を講ずること。
- 2 公立保育所の定員増を図るための改修や老朽化した施設への対応など、保育環境整備を進めるために活用が可能な財政措置を講ずること。
- 3 保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくため、保育人材の処遇改善を進めること。

【提案・要望の説明】

待機児童解消は喫緊の課題であり、本市では、様々な手法を用いて待機児童の解消に向けた取組を進めておりますが、保育需要は今後も増大すると見込まれます。平成27年4月の国の新制度施行後においても、待機児童の解消に向けた取組を進めていくことが必要であり、引き続き、地域の実情に応じた施策を展開できるよう、地方独自の保育施策に柔軟に対応し、より活用しやすい財政措置を講ずるよう要望します。

また、待機児童の解消に向けては、公立保育所もその一翼を担っており、定員増を図るための改修や老朽化した施設への対応など、公立保育所の保育環境整備を進めるために活用が可能な財政措置についても併せて要望します。

さらに、保育需要の増大に対応するためには、保育の提供に携わる人材の確保と資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくことが求められることから、保育士の賃金や勤務環境の改善など、保育人材の処遇改善を進めることを要望します。



【提案・要望の担当】

健康福祉局こども育成部保育課長 村上 秀明 042-769-9812

13 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の拡充

内閣府、厚生労働省

【提案・要望事項】

- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における、放課後児童健全育成事業費の施設整備の補助制度を拡充すること。

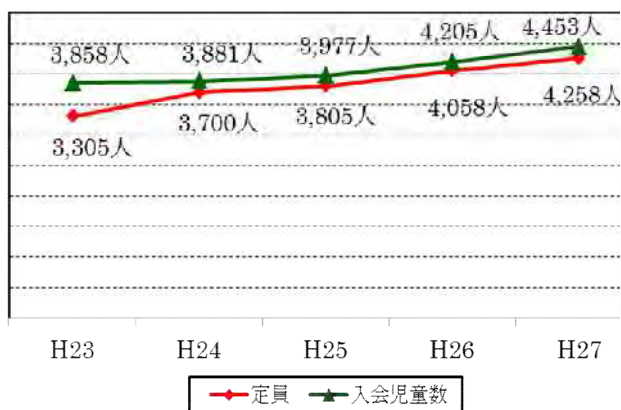
【提案・要望の説明】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の潜在需要は、就労希望者の増加に伴い、今後も増大すると見込まれています。本市においても、学校区によっては、児童数の40%を超えるニーズが発生しており、様々な手法を用いて、待機児童の解消に向けた取組を進めています。

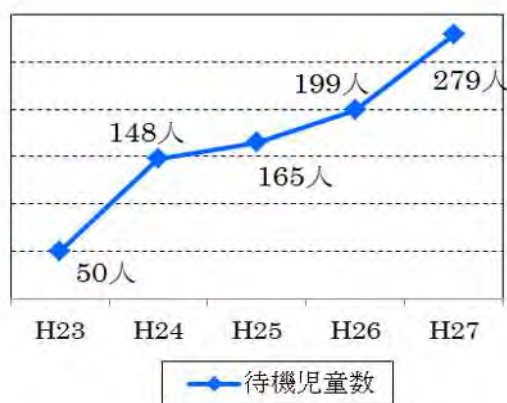
今後も引き続き待機児童解消に向けた取組を進めるためには、人材の確保に加え、施設の拡充や整備を行う必要があることから、放課後児童クラブの運営に必要な経費や施設整備の補助制度を地域の実情に応じて拡充するよう要望します。

また、施設整備や改修等の実施にあたり、賃貸借契約方式(リース方式)による整備が必要であるため、複数年に渡って負担が生じるリース方式にも対応した国庫補助制度の創設についても要望します。

公立児童クラブの定員、 入会児童数の推移



公立児童クラブの待機児童数の推移



【提案・要望の担当】

健康福祉局こども育成部こども施設課長 榎本 好二 042-769-9227

14 公契約法の制定

厚生労働省

【提案・要望事項】

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、公契約法等の制定について、国が主体となった法整備を行うこと。

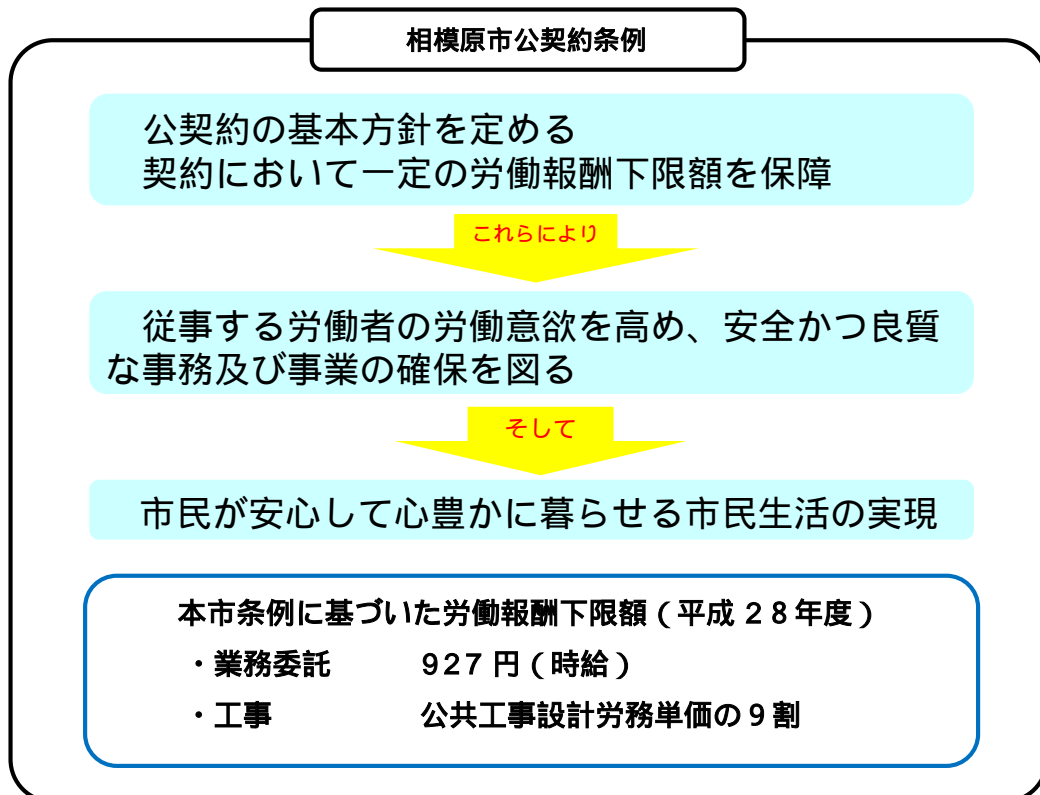
【提案・要望の説明】

現在、全国の地方自治体等で発注している工事等の入札では、景気低迷を背景とした低価格競争が散見され、労働環境の悪化、とりわけ労働報酬の引き下げなど、労働者へのしわ寄せが心配される状況にあります。

労働環境の悪化は、雇用不安及び労働意欲の喪失を生み、工事の品質確保にも影響が懸念され、結果として市民の生活にも悪影響を与える可能性があります。

本市においては、平成24年4月より「相模原市公契約条例」を施行し、地方自治体自ら公共工事や委託業務における労働者の適正な労働条件の確保に取り組んでおります。

低賃金労働は、本質的に労働・雇用政策であり、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保は全国的な課題であるため、国が主体となった法整備を要望します。



【提案・要望の担当】

企画財政局財務部契約課長 森川 忠儀 042-769-8217

15 リニア中央新幹線の早期建設・回送線を利用した営業路線化

【提案・要望事項】

国土交通省

- 1 リニア中央新幹線の早期建設に向け、施設が建設される周辺地域の生活環境や自然環境への影響低減のための対策を考慮した上で、工事実施計画の認可に基づく事業の着実な進捗が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 リニア中央新幹線の神奈川県駅と関東車両基地間の回送線を利用した、営業路線化及び駅設置に向けた取組を行うこと。

【提案・要望の説明】

1 リニア中央新幹線の早期建設

現在、JR東海において事業が進められているリニア中央新幹線は、平成26年10月に全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画が認可されました。

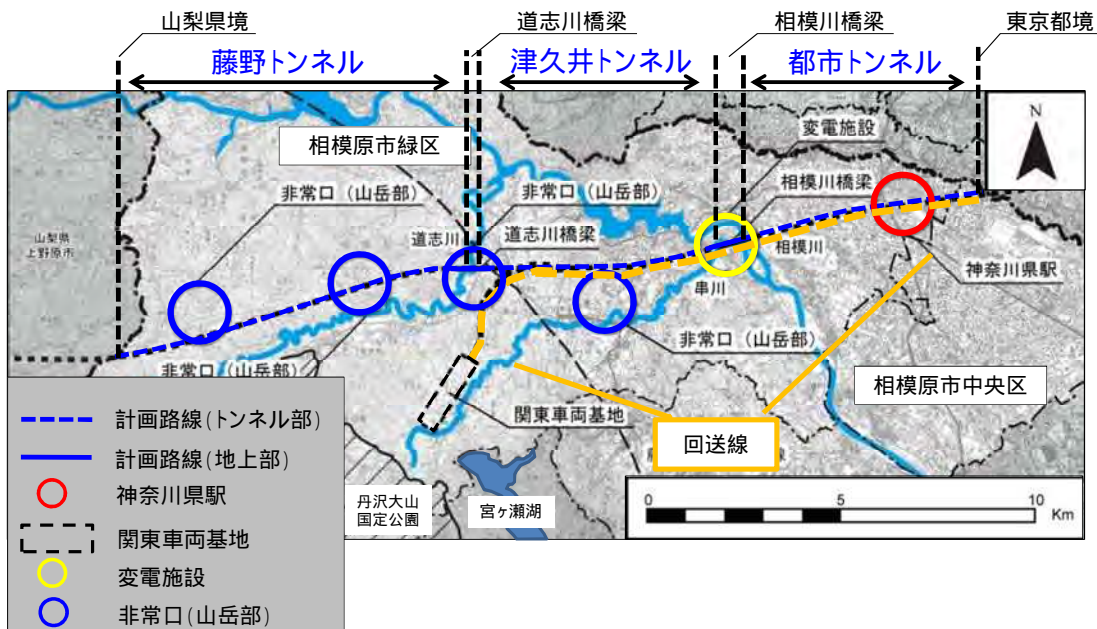
本市においては、JR横浜線橋本駅付近に設置されるリニア中央新幹線駅のインパクトを生かし、首都圏南西部における広域交流拠点都市の形成を図ることを目指して、魅力ある都市づくりを進めていることから、国においても、工事実施計画に基づく早期建設に向け、施設が建設される周辺地域の生活環境や自然環境への影響低減のための対策を含め、必要な措置を講じるよう要望します。

2 回送線を利用した営業路線化及び駅設置に向けた取組の推進

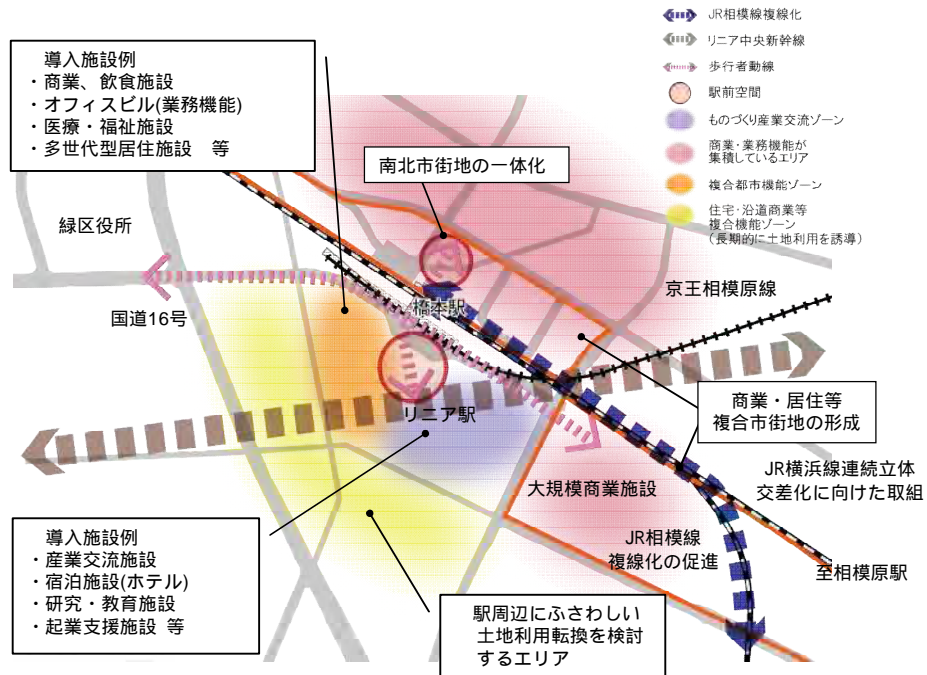
関東車両基地が予定されている本市の緑区鳥屋地域は、丹沢大山国定公園の中にあり、宮ヶ瀬湖などの観光ポテンシャルが非常に高い地域です。

今後、当該地域を国際的な観光拠点としていく上では、品川や羽田空港などの都心部からのアクセス性を向上させることが重要であり、リニア中央新幹線の神奈川県駅と関東車両基地間の回送線を利用し、営業旅客線化することが有効であると考えます。このため、国においても、回送線の旅客線化及び車両基地等への駅設置をJR東海に対して働きかけるなどの取組を進められるよう要望します。

相模原市内の路線概要・回送線

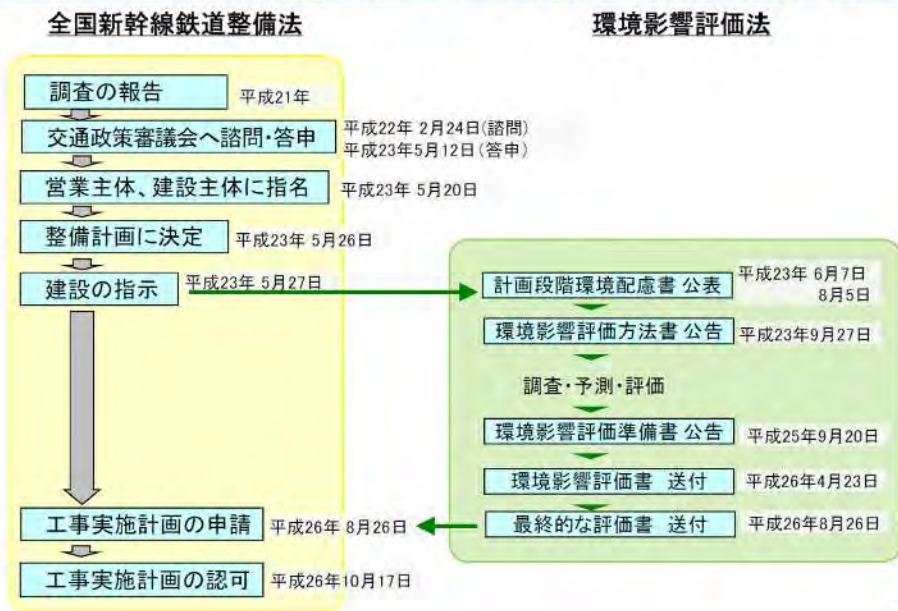


リニア中央新幹線駅周辺のまちづくり (相模原市広域交流拠点基本計画)



リニア中央新幹線事業の経過

全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画認可までの流れ



【提案・要望の担当】

都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長	井熊 直人	042-707-7047
都市建設局広域交流拠点推進部リニア事業対策課長	大矢 直和	042-704-8910

【提案・要望事項】

- 1 小田急多摩線延伸の早期実現のため、採算性の確保に必要な需要の創出に繋がる沿線開発の取組等を着実に進められるよう、駅や駅周辺施設の整備に対し、一体的なまちづくりとしての補助を適用可能とする新たな補助制度を創設すること。
- 2 都市鉄道等利便増進法に基づく補助制度を拡充すること。

【提案・要望の説明】

1 まちづくりの拠点としての駅整備に対する補助制度の創設

小田急多摩線の延伸は、首都圏南西部の交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の構築を図る上で重要な役割を担うものであり、平成28年4月に交通政策審議会が答申した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」においても、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」のひとつとして位置付けられました。

今後、首都圏南西部の持続的な発展をリードする本市の広域交流拠点のまちづくりを進めるためには、都心部とのアクセス利便性の向上を図る同線の延伸は、必要不可欠な取組です。

一方答申では、採算性の確保に必要な需要の創出に繋がる沿線開発の取組等を着実に進めることが指摘されておりますが、本市としては、延伸によって新たに駅整備を予定する相模総合補給廠一部返還地における新たなまちづくりに向け、取り組んでいるところです。

このまちづくりにおいて新たに整備される駅については、在来線との乗換利便性の向上や、駅周辺とのアクセス性の向上、回遊性の創出、まちの玄関としてのシンボル性の確立が重要であると認識しています。

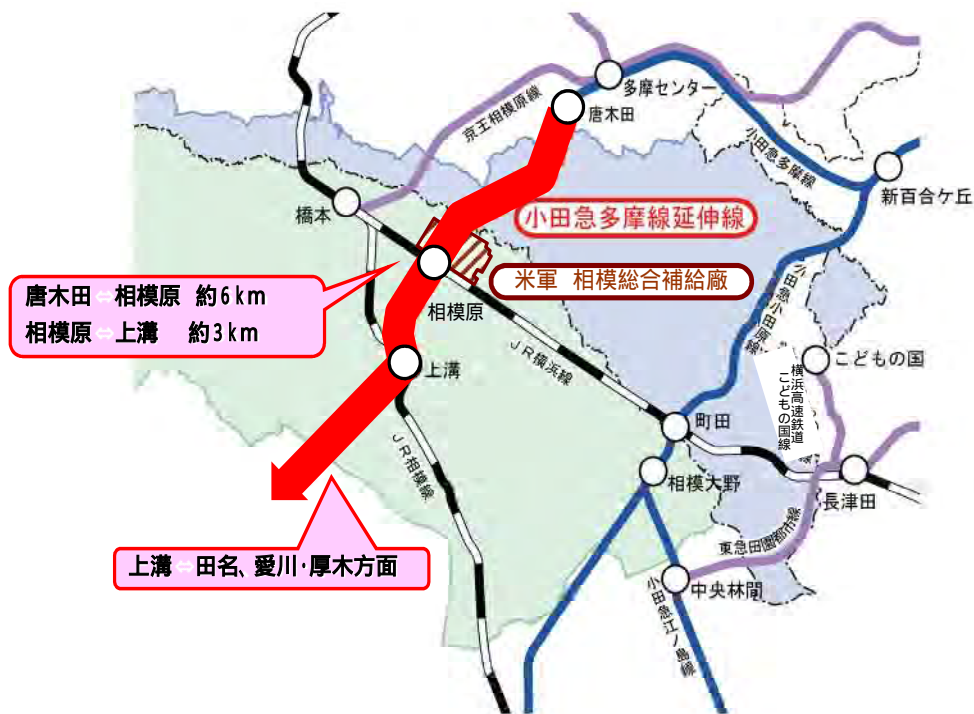
通常、駅の整備は鉄道事業とされる一方、駅周辺の整備は都市側の事業として区別されるところですが、駅のまちづくりへの影響は大きく、出入口の位置や数、在来線や線路対岸への連絡通路の有無等は、流動に影響を与えるものであることから、駅については、駅周辺の空間を形成し様々な機能を果たす周辺施設と一体的に捉え、整備することが必要であると考えております。

こうしたことから、延伸を早期に実現するとともに、利便性の高い駅周辺まちづくりを行うため、駅や駅周辺施設の整備に対し、一体的なまちづくりとしての補助を適用可能とする新たな補助制度の創設について要望します。

2 都市鉄道等利便増進法に基づく補助制度の拡充

これまでの本市の検討における事業スキームとしては、平成17年に創設された「都市鉄道等利便増進法」に基づく補助制度の活用を想定しておりますが、都市鉄道等利便増進法の基本理念である、都市鉄道等の利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動等の実現を図るため、収支採算性を見込む前提となる償還期間の延長などの補助制度の拡充や柔軟な運用について要望します。

小田急多摩線延伸構想



【提案・要望の担当】

都市建設局まちづくり計画部交通政策課長

杉野 孝幸

042-769-8249

18 首都圏三環状道路などの主要道路の整備

国土交通省

【提案・要望事項】

- 1 首都圏三環状道路を早期に整備するとともに、ITS技術等を活用した渋滞緩和対策を推進すること。
- 2 広域道路ネットワークの構築に向けた主要道路の早期整備に必要な財源の確保及び一般国道(指定区間)の渋滞解消を図ること。
- 3 国道16号の渋滞解消に向けた連続立体化等機能強化の推進を図ること。

【提案・要望の説明】

1 首都圏三環状道路の早期整備及び渋滞緩和対策の推進

首都圏は、我が国における政治・経済・文化の中核として、高度な都市機能が集積し、日本全体の成長と発展を牽引する役割を果たしており、国際社会においても世界有数のビジネス拠点として重要な機能を担っています。

近年、東アジア諸国がめざましい経済発展を遂げている中であって、我が国の国際競争力の強化が急務となっており、その成長エンジンとして首都圏に求められる役割が高まっています。このため、首都圏の拠点となる都市が自立性を高めつつ、相互の連携・交流を強化することにより、一体的な発展を図ることがますます重要となっています。

このことを具体化するためには、拠点都市間を結ぶ広域交通ネットワークを強化することが極めて重要であり、特に首都高速中央環状線、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の首都圏三環状道路の早期の整備が不可欠ことから、国の責任において計画的な事業実施を図るよう要望します。

また、首都圏三環状道路の道路ネットワーク機能を十分に発揮できるよう、ITS技術の活用による交通需要マネジメントを行い、混雑時以外の利用を促進するなど、渋滞緩和対策による円滑で快適な道路交通環境の整備を要望します。

首都圏三環状道路



2 広域道路ネットワークの構築に向けた主要道路の早期整備に必要な財源の確保及び一般国道(指定区間)の渋滞解消

都市機能の集積とともに地域産業の活性化を図り、地域間・都市間の活発な交流・連携を促進するために、広域的な交通体系を確立し、周辺都市との交通利便性の高い環境を整える必要がありますが、地域間・都市間を結ぶ骨格的な道路としての国道16号や国道20号は慢性的に渋滞しています。

また、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の開通に伴い広域道路ネットワークの機能を十分に発揮させるためには、アクセス道路の充実・強化が大変重要となっております。

このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分に発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国において一般国道(指定区間)の渋滞解消に向けた機能強化を図るとともに、圏央道へのアクセス利便性の向上が図られるよう、早期の道路整備に必要な財源の確保を要望します。

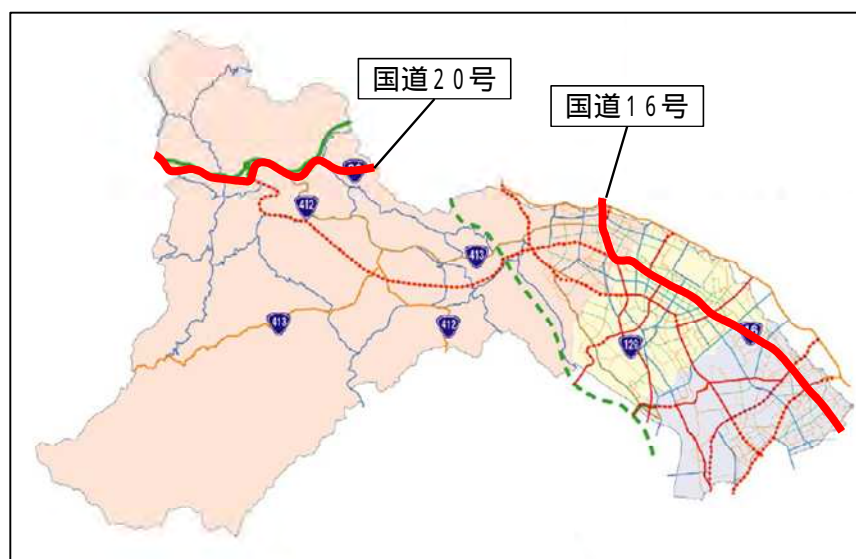
3 国道16号の渋滞解消に向けた連続立体化等機能強化の推進

相模原市内における国道16号は、市中心部を東西約15kmに渡り横断する交通の大動脈ですが、交通量が5万台/日を超え渋滞多発箇所が多数存在している状況であります。

この国道16号について、市の北側においては「八王子バイパス」と、南側においては「保土ヶ谷バイパス(国道246号との立体交差区間を含む)」と接続していますが、市内の区間のみ、バイパスや連続立体交差などの対策がなされておらず、渋滞状況のますますの悪化が懸念されます。

今後、リニア中央新幹線駅の設置及び相模総合補給廠の返還に伴う新たなまちづくりを進めるに当たり、国道16号の連続立体化等機能強化の推進を要望します。

国道16号・20号位置図



【提案・要望の担当】

都市建設局道路部道路計画課長	田野倉 伸一	042-769-8373
都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長	井熊 直人	042-707-7047

19 社会資本の整備・維持のための財源確保

国土交通省

【提案・要望事項】

- 1 道路、橋りょう、河川、下水道、公園などのインフラ施設の整備や維持補修、特に耐震性向上や長寿命化に必要な財源を確保すること。
- 2 経済活性化に資する土地区画整理事業による都市基盤整備に必要な財源を確保すること。

【提案・要望の説明】

1 インフラ施設の整備や維持補修等に必要な財源の確保

人口減少社会においても、住民の暮らしを維持し、更に向上させるためには、社会資本の整備や安定的な維持管理が必要となりますが、三位一体の改革の際に地方財源の総額は大幅に削減され、地方の実情に即した行財政運営を行うことが困難となっています。

今後も地方の社会資本の整備や維持補修、特に倒壊損傷のおそれのある、道路、橋りょう、河川、下水道、公園などのインフラ施設の耐震性向上や長寿命化、近年多発する局地的集中豪雨等による浸水被害の早期解消を図るための雨水管整備、貯留・浸透施設の整備、公共用水域の水質汚濁負荷軽減等を図る合流式下水道区域の分流化事業に対する財源確保を要望します。

併せて、市民の安全・安心な暮らしを確保するための社会基盤を維持していくため、点検や維持補修に係る新技術の開発の推進や、社会資本整備総合交付金の対象となる採択要件の緩和を要望します。

2 土地区画整理事業による都市基盤整備に必要な財源の確保

日本経済の活性化を促進するため、国の大規模事業である高速道路等IC周辺で実施される産業用地の創出が重要となっています。こうしたことから、産業用地の創出に資する土地区画整理事業による都市基盤整備に対する財源確保を強く要望します。

【提案・要望の担当】

都市建設局道路部道路計画課長	田野倉 伸一	042-769-8373
都市建設局道路部河川課長	風間 康志	042-769-8273
都市建設局下水道部下水道経営課長	岩部 正志	042-707-1840
都市建設局まちづくり事業部麻溝台・新磯野地区整備事務所長	安藤 雅典	042-769-9254
都市建設局まちづくり事業部当麻地区拠点整備事務所長	奈良 浩之	042-777-8855
環境経済局環境共生部公園課長	高野 弘明	042-769-8243

20 警察の体制強化・警察法の改正

警察庁

【提案・要望事項】

- 1 警察署の整備や交番の増設等に係る財政措置を講じ、警察の体制強化を図るとともに、防犯対策を強化すること。
- 2 県内3つの指定都市から常時、都道府県公安委員会委員を推薦できるよう、警察法を改正すること。

【提案・要望の説明】

1 警察の体制強化

交通安全及び防犯啓発活動について、地域や関係団体等と連携し、積極的な活動を行っていますが、良好な市民生活を送る上では、警察による治安の維持、犯罪の抑止が必要であり、市民からの要望も強くあります。

このため、警察署の整備や交番の増設、警察官の増員等に係る財政措置を講じ、警察の体制強化を図るとともに、青少年の健全育成や犯罪の抑止等、防犯対策を強化するよう要望します。

2 警察法の改正

警察法第38条第1項では、都道府県知事の所轄の下に都道府県公安委員会を置くこととなっており、同条第2項において、指定都市を包括する県(指定県)の公安委員会の委員は5人、それ以外の県は3人と定められ、同法第39条で指定県の委員のうち2人は、当該指定都市の市長がその市の議会の同意を得て推薦したものについて、知事が任命することとされています。

平成22年4月に本市が指定都市に移行し、神奈川県は3つの指定都市を包括することになりましたが、警察法は改正されず、警察法施行令の改正により、神奈川県では5人の委員のうち2人の委員について、指定都市の輪番制により推薦することとなりました。

神奈川県では、県内指定都市人口が県内人口の約65%を占めており、県内指定都市の住民意思を公安委員会の運営に反映させる必要があるものと考えます。

現在の都道府県公安委員会の委員構成の在り方は、現状に即していないと考えられることから、県内の3指定都市から、常時、委員を推薦できる制度となるよう警察法の改正を要望します。

【提案・要望の担当】

市民局交通・地域安全課長 齊藤 ますみ 042-769-8229

21 横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施

最高裁判所、横浜地方裁判所

【提案・要望事項】

市民に身近な司法の場を確保する観点から、横浜地方裁判所相模原支部において、合議制裁判を実施すること。

【提案・要望の説明】

本市を管轄する横浜地方裁判所相模原支部(相模原市及び座間市を管轄)では、県内で唯一、合議制の裁判が行われておらず、管内で発生した刑事重大事件や医療過誤訴訟などの裁判は、横浜地方裁判所で行わざるを得ない状況にあり、「裁判員制度」についても、合議制の裁判が前提となるため、相模原支部においては実施されておられません。

また、横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)や相模原市議会においても、「合議制を導入するよう求める」決議がされております。

そのような状況の中で、本年1月の日本弁護士連合会と最高裁判所との協議の結果、相模原支部での合議制の実施は見送られております。

今後、人口が減少していく一方で本市の人口は増加傾向にあり、市民が裁判所や裁判制度との関わりを持つ機会は、ますます増加していくと考えており、市民に身近な司法の場を確保する観点から、合議制裁判の実施を強く要望します。

【提案・要望の担当】

市民局区政支援課長 石井 光行 042-704-8911

省庁別インデックス

【内閣府】

- 1 (独)国民生活センター相模原事務所の地方移転の見直し【新規】 1
- 2 首都圏の防災対策の強化等【継続】 2
- 3 災害等における踏切の長時間遮断対策【継続】 4
- 4 地方分権改革の推進【継続】 5

【総務省】

- 4 地方分権改革の推進【継続】 5
- 5 米軍基地の早期返還等【一部新規】 7
- 6 地方交付税制度の見直し【継続】 1 3

【外務省】

- 5 米軍基地の早期返還等【一部新規】 7

【財務省】

- 5 米軍基地の早期返還等【一部新規】 7

【文部科学省】

- 7 教職員定数の改善等【継続】 1 4
- 8 外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政措置【継続】 1 5

【厚生労働省】

- 9 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保【一部新規】 1 6
- 1 0 難病法に基づく特定医療費支給事務等の円滑な権限移譲【新規】 1 7
- 1 1 妊婦健康診査公費負担制度の見直し【継続】 1 8
- 1 2 保育所の待機児童解消に向けた財政措置【一部新規】 1 9
- 1 3 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の拡充【新規】 2 0
- 1 4 公契約法の制定【継続】 2 1

【国土交通省】

2	首都圏の防災対策の強化等...【継続】	2
3	災害等における踏切の長時間遮断対策【継続】	4
4	地方分権改革の推進【継続】	5
1 5	リニア中央新幹線の早期建設・回送線を利用した営業路線化【継続】	2 2
1 6	小田急多摩線延伸事業の促進【一部新規】	2 4
1 7	J R 横浜線連続立体交差事業の推進【継続】	2 6
1 8	首都圏三環状道路などの主要道路の整備【継続】	2 7
1 9	社会資本の整備・維持のための財源確保【一部新規】	2 9

【防衛省】

5	米軍基地の早期返還等【一部新規】	7
---	------------------	---

【消費者庁】

1	(独)国民生活センター相模原事務所の地方移転の見直し【新規】	1
---	--------------------------------	---

【警察庁】

2 0	警察の体制強化・警察法の改正【継続】	3 0
-----	--------------------	-----

【最高裁判所、横浜地方裁判所】

2 1	横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施【継続】	3 1
-----	------------------------------	-----

平成29年度
国の施策・制度に関する提案・要望書

相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
TEL 042 - 769 - 8203 FAX 042 - 757 - 5727
kikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp